

令和5年度第2回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時	令和5年12月21日(木)午後3時00分～
場 所	三豊市役所 危機管理センター301・302 会議室
出席者	<p>[被保険者代表]  多田三千年 三田富美恵 柏野まゆみ 田所 上奉 山本江梨子</p> <p>[医療代表]  大倉 敏裕 藤田 啓 沼原 利彦 漆川 卓 香川 彰宏</p> <p>[公益代表]  中野 正敬 小野 茂樹 前田 昭文 森 富夫</p> <p>[事務局関係職員]  健康福祉部長 藤田 伸治  健康課 立石 慎一 平柴希代子 藤田のぞみ 島田 由佳  税務課 大矢 哲也</p>
欠席者	1名 [公益代表] 安藤 善文
傍聴者	0名
会議次第	1.開会 2.会長あいさつ 3.副市長あいさつ 4.協議事項 (1)国保人間ドックの自己負担金の改定(案)について (2)第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画(案)について (3)令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)について 5.報告事項 (1)三豊市国民健康保険条例の一部改正について (2)三豊市国民健康保険税条例の一部改正について 6.その他 7.閉会

会議概要	
1.開会	
立石課長	<p>失礼いたします。本日は大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>ご案内の時間が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第2回 三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、皆様方にご了解いただきたいことがございます。</p> <p>「三豊市付属機関等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日の会議につきましては、原則公開とさせていただきます。また、会議資料、会議録等につきましても、三豊市公式ホームページにて公表予定であることをご了解いただきたいと思います。</p>
立石課長	<p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。最初に中野会長より挨拶をお願いいたします。</p>
2.会長あいさつ	
中野会長	<p>委員の皆様あらためまして、こんにちは。</p> <p>大変ご多忙の中、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、最初に皆様方へお詫びしなければならないのですが、前回8月開催時、次期開催を11月下旬の開催予定と申し上げましたが、データヘルス計画の資料作成や収集及び整理などで遅くなってしまい、年末を控え何かと忙しいこの時期での開催となったこと、大変申し訳ありません。</p> <p>本日協議事項が3件と報告事項が2件あります。どうか、皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして、今後の三豊市の国保運営事業が円滑に進みますようご審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
立石課長	<p>ありがとうございました。</p>
3.副市長あいさつ	
立石課長	<p>つづきまして、三豊市副市長、綾より挨拶申し上げます。</p>
綾 副市長	<p>三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、年末に向けご多忙のところ、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より本市の行政全般にわたり、格別のご理解ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、今年の今頃は新型コロナウイルス感染症が猛威を揮っておりましたが、今年はインフルエンザウイルス感染症が例年より早い時期から流行し、新型コロナウイルス感染症と相まって、体調不良の方が続出しております。連日、新聞では、県内各学校の学級閉鎖の情報を報じているところでございます。感染症の感染源は目に見えず、対策も限られておりますことから、なかなか収束まで、たどりつかない、もどかしさがございます。</p> <p>一方、今回の議題にあります、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画は、特定健診等の結果や医療集計データを活用して得られた情報を分析し、国民健康保険</p>

	<p>被保険者の健康課題を抽出いたします。そして、その課題を解決するための目標設定し、適宜、見直しを行うことで、より効果的な保健事業を実施することを目的としております。健康課題に対するアプローチが、後にデータとして目に見える形で表れてまいります。</p> <p>この計画は、国民健康保険被保険者を対象にしておりますが、市全体で健康増進・健康寿命の延伸に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>本日は、皆様方の貴重なご意見を賜りながら、より良い方向に導いてくださるよう改めてお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
立石課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、副市長は公務のため、退席させていただきます。</p>
立石課長	<p>本日は、委員定数 15 名のうち、【14 名】の方にご出席をいただいております。三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則・第 5 条の定めによりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>議事につきましては、同協議会規則・第 3 条により、会長が議長となると定められておりますので、以後の進行につきましては中野会長にお願いいたします。</p> <p>また、同規則・第 7 条の規定によりまして、議事録署名委員 2 名の指名を会長よりお願いいたします。</p>
4.協議事項	
中野会長	<p>それでは、議長は私が勤めさせていただきます。</p> <p>協議に入ります前に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>前田委員さんと山本委員さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、協議事項に入らせていただきます。</p> <p>協議事項 1、国保人間ドックの自己負担金の改定(案)につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
健康課 平柴課長補佐	<p>事務局から協議事項1、人間ドックの自己負担金の改定ついて、ご説明いたします。</p> <p>資料の 3・4 ページをご覧ください。</p> <p>3 ページは男性、4 ページは女性の国保人間ドックの医療機関別委託料推移の一覧表となっております。</p> <p>現在、人間ドックは、みとよ市民病院・香川県予防医学協会・三豊総合病院・まるがめ医療センター・香川成人医学研究所の 5 医療機関に委託しており、令和 6 年度も引き続き委託する予定としております。</p> <p>人間ドック事業を始めた、平成 24 年度の自己負担金は、医療機関委託料の 4 割程度である 9,000 円と設定しておりました。</p> <p>その後、増税や物価高騰により経年的に医療機関委託料が増加し、当初から 7,000 円値上げしている医療機関もございます。一方、自己負担金は、9,000 円の据え置きのみで運用しておりました。</p> <p>結果、医療機関委託料に対する自己負担金が不平等となり、市の負担額も増加していると</p>

	<p>ころです。</p> <p>県内 8 市の状況につきましては、別にお配りしております資料でご確認ください。自己負担金の算出根拠を他市と比較してみましても、現状の設定割合は、低い状況となっております。</p> <p>そこで、資料 2 ページの中ほど、今度の対応といたしまして、6 年かけて段階的に自己負担割合を引き上げ、最終的には、すべての医療機関の自己負担割合を 40%にしたいと考えております。6 年というのは、令和 6 年 7 年、8 年 9 年、10 年 11 年の 6 年です。12 年以降は、国民健康保険料統一に関連して、県下で協議が行われる予定となっております。</p> <p>具体的には、下の表にありますように、令和 6 年度は、みとよ市民病院・三豊総合病院の自己負担額を 34%になるように。令和 8 年度は、みとよ市民病院・三豊総合病院・予防医学協会を 37%になるように、令和 10 年度から全医療機関の自己負担額を 40%になるようにしたいと考えております。</p> <p>以上、人間ドックの自己負担金の改定についてのご説明とさせていただきます。</p>
中野会長	<p>只今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、国保人間ドックの自己負担金の改定につきまして、資料のように改定することについて、賛成いただけます方は、挙手をお願いいたします。</p>
委員各位	(挙手多数)
中野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、協議事項 2、第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画(案)につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
健康課 平柴課長補 佐	<p>事務局から協議事項 2、第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画(案)について主なもののみ、ご説明させていただきます。</p> <p>なお、第 5 章保健事業の内容につきましては、藤田保健師よりご説明させていただきます。</p> <p>資料 8 ページをご覧ください。</p> <p>第 1 章は、基本的事項です。</p> <p>1 計画の趣旨、このデータヘルス計画は、国の「日本再興戦略」の重要施策である「健康寿命の延伸」を実現するため、全ての保険者に策定が求められております。</p> <p>「データヘルス」とは、「レセプトや健診データ情報から医療費分析を行い、明らかになった課題から保健事業を決定し、PDCA サイクルで効果的・効率的に検証するもの」であり、本市においては、平成 28・29 年度を第 1 期、平成 30 年度から令和 5 年度までを第 2 期とした計画を策定しております。</p> <p>令和 2 年以降、新型コロナウイルス感染症が流行した影響もあり、最新のテクノロジーを活用した保健事業や健康情報のデジタル化の動きが加速している中で、これまでの保健事業の取組や、国における標準化の動き、国民健康保険制度改革の進展を踏まえ、本市の「第 3 期データヘルス計画」を策定するものです。</p> <p>4 計画期間といたしましては、令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間といたします。</p>

ここからは、資料のページ番号ではなく、データヘルス計画のページ番号で説明させていただきます。

3 ページから 14 ページまでは、第 2 章・現状の整理として、データに基づいた本市の特性や現状を記載しております。

三豊市の特性といたしましては、3 ページ図表 2-1-1-1:人口の変化と高齢化率の表にありますように、高齢化率が国・県と比較して、高いことがわかります。

また、4 ページ、図表 2-1-2-1:平均余命・平均自立期間の表より、男性の平均余命は、80.7 歳であり、国・県・同規模団体と比較して短いことが特性として、あらわれております。

その他、さまざまな情報を記載しており、6 ページから 12 ページにかけましては、第 2 期データヘルス計画の個別事業評価と考察を記載しております。

15 ページから 60 ページは、第 3 章・健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出について記載しております。

16 ページは、死因について記載しており、図表 3-1-1-1:死因別の死亡者・割合の表より、本市は、老衰・脳血管疾患・肺炎が死因の上位を占めております。

19 ページは、介護の状況を、続いて、21 ページからは、医療の状況を記載しております。21 ページ、図表 3-3-1-1 総医療費・一人当たりの医療費は、令和 4 年度の一人あたりの月額医療費の表であり、本市の【35,710 円】に対して、国【29,050 円】県【35,050 円】同規模団体【29,600 円】となっており、医療費は高い水準であることがわかります。

また、23 ページからは、疾病分類別の医療費及び受診率を記載しております。

23 ページ、図表 3-3-2-1:疾病分類(大分類)別入院医療費(男女合計)の表より、疾病別入院医療費は、循環器系の疾患・新生物・精神及び行動の障害に係るが上位を占めており、全体の約 5 割となっております。

35 ページからは、特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況を記載しております。令和 4 年度の特健診の受診率は、45.1%。特定保健指導実施率は、35%となっております。

61 ページからは、第 4 章データヘルス計画の目的・目標となっております。

第 2 章の現状の整理と第 3 章のデータ分析を踏まえて健康課題の整理を行い、取組む分野ごとに目標を設定しております。

各目標を達成することで、本計画全体の目的である【健康寿命の延伸と生活の質の向上及び医療費の適正化を図って】まいります。

<p>健康課 藤田保健師</p>	<p>第 5 章保健事業の内容についてです。</p> <p>第 5 章は、第 2 期に実施した保健事業の振り返りを行ったうえで、第 3 期における目的目標を達成するために令和 11 年度までの目標とした保健事業を 6 つのカテゴリー別に整理しました。</p> <p>(1)一次予防です。一次予防では、①特定健康診査受診率向上と②若年健康診査に取り組みます。</p> <p>特定健康診査の受診率向上のため対象者を分析し、優先順位の高い未受診者へ個別案内を送付し受診勧奨を実施します。51%の受診率を目指します。受診率向上につきましては、市の総合事業の目標としています。</p> <p>若年健康診査は 40 歳になる前の若い世代の 35～39 歳の被保険者に個別通知を実施し、30%の受診を目指します。</p> <p>(2)発症予防につきましては、①若年健康診査後の保健指導事業と②特定保健指導実施率向上事業に取り組みます。①若年健康診査後の保健指導事業は、健診後に病院受診が必要な人や保健指導の基準に該当する人に対して実施するもので該当者の割合 40%を目標に定め、これにつきましても市の総合事業の目標としています。②特定保健指導未利用者にはイベント型の保健指導を実施することで該当者の実施率 41%を定めました。</p> <p>(3)重症化予防についてです。①糖尿病重症化予防事業として糖尿病治療中断者への受診勧奨②歯科受診勧奨と保健指導、③糖尿病性腎症重症化予防事業④慢性腎臓病重症化予防の 4 つに取り組みます。①糖尿病治療中断者への受診勧奨は、特定健診の結果、HbA1c が 6.5 以上であるなど糖尿病のリスクが高く治療の継続が確認できなかった者へ受診勧奨を実施し、改善状況 78%を目標とします。この目標は、市の総合事業の医療費の適正化に向けた取組の目標としています。</p> <p>②歯科受診勧奨と保健指導は、特定健診の質問票から歯周病の自覚症状がある者及び HbA1c の値が 5.6 以上の者、レセプトから糖尿病と判断される者で治療、治療中断の人、未受診の人を階層化し、歯科受診や保健指導の勧奨をすることにより糖尿病の重症化を図るため、32.7%を目標とします。</p> <p>③糖尿病性腎症重症化予防事業は、前年度特定健康診査で HbA1c が 6.5 以上の者を当年度の微量アルブミン尿検査の対象とし、微量アルブミン尿が高値だった者へ受診勧奨を実施するもので、新規の透析患者を減少します。</p> <p>④慢性腎臓病重症化予防は、特定健診の結果、eGFR 値または尿検査の異常者に対して、医療機関への受診勧奨または保健指導を実施することにより、慢性腎臓病(CKD)を予防します。</p> <p>(4)健康づくりについて①から③の 3 つの事業を実施します。</p> <p>①健康相談事業です。全市民に対し、保健師等が市内 7 か所で毎月 1 回健康相談を実施し、血圧測定や尿検査を行っています。</p> <p>令和 6 年度からは、脂質異常の受診勧奨判定値で、未受診の人を健康相談に案内し、保健指導を行うとともに、医療機関への受診勧奨を実施し受診勧奨者の受診率 3 割の人の相談を目標とします。</p>
----------------------	---

②集団健康教育は3つの事業があります。1つ目は特定健診の結果、血圧、血糖値、中性脂肪、コレステロールが保健指導判定値の人を対象に教室を行い、食生活、歯周病予防、運動習慣の改善の必要性について保健指導を行います。

2つ目は、概ね40～74歳の特定保健指導対象者、生活習慣病予防が必要な人、医療的に運動制限のない人を対象に12回コースの教室を開催し、運動を習慣化するきっかけづくりを支援します。

3つ目は、全市民を対象とし、市のホームページや市公式LINEを活用し、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の内服治療者等へ正しい生活習慣の普及・啓発を行います。

③運動習慣啓発事業です。

1つ目は市民全体を対象とし、市のホームページに運動指導士監修による、健康づくりオンライン講座を掲載します。

2つ目は特定健康診査における質問票において、1回30分以上の運動習慣なしが60%以上となっていることから、実践編としましては、運動習慣のきっかけづくりや運動習慣の定着を目的として、運動指導士等の指導のもと、正しいウォーキングやストレッチ等の講座を開催する予定です。若い年齢の人も参加できるよう日曜開催も考えており、運動しない人の割合が減少することを目的としています。

(5)適正服薬・医療費適正化について2つの事業があります。

①重複・多剤服薬者への訪問相談事業です。重複服薬者で、同一月内に同一薬効の医薬品を複数の医療機関から3か月連続して処方されている者、多剤服薬者は、同一月内に15日以上6剤以上の薬剤を3医療機関以上から3か月連続して処方されている者に対し、重複・多剤服薬者が減少するよう保健師が訪問し指導します。

②ジェネリック医薬品差額通知事業です。20歳以上で、薬剤費軽減額が100円以上の者を対象者として特定し、通知書を送付しています

(6)一体的実施は後期高齢者医療広域連合からの委託事業として実施します。

75歳に到達するとそれまで加入していた国民健康保険制度等から、後期高齢者医療保険制度へ移行するため、74歳までの健康状態や生活機能の課題に保健事業や介護予防事業が適切に接続されてこなかったという課題がありました。

このため、令和2年度に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、国により、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられました。

適切に接続されてこなかったという課題を解消し、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう令和4年度から保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組んでいます。

生活習慣病等重症化予防事業のハイリスクアプローチとして、健康診査の結果や医療機関の受診状況から、対象者を抽出し、きめ細やかな保健相談や保健指導等を行い、高齢者に寄り添ったアウトリーチ支援等に努めます。

ポピュレーションアプローチは、ハイリスクアプローチと同様に後期高齢者医療広域連合からの委託事業で、通いの場などにおいて、フレイル予防などの普及啓発活動や健康教育・健康相談を実施します。

<p>健康課 平柴課長補佐</p>	<p>86 ページ、第 6 章は、計画の評価・見直しについて記載しております。</p> <p>個別の保健事業の評価は、年度ごとに行うことを基本といたします。目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させてまいります。</p> <p>その下、第 7 章は、計画の公表・周知について。第 8 章 個人情報の取扱いについて、87 ページ第 9 章は、地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項。</p> <p>また、88 ページ。第 10 章は、は、このデータヘルス計画と一緒にすることとなります、第 4 期特定健康診査等実施計画について、記載しております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、主なもののみの説明させていただきました。</p> <p>今後の予定ですが、本日、委員の皆さまにご審議していただいたのち、2 月にパブリックコメントを行う予定としております。</p> <p>以上、協議事項 2 第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画(案)についてのご説明とさせていただきます。</p>
<p>中野会長</p>	<p>只今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画(案)につきまして、令和 6 年 2 月にパブリックコメントを実施いたしたいと存じます。</p> <p>また、パブリックコメントでいただいた意見を受けての内容修正につきましては、3 月中にみなさまにご参集いただき、ご審議いただくのが本来ではありますが、施行期日まで期間がないことを踏まえ、私と事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>賛成いただけます方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>委員各位</p>	<p>(挙手多数)</p>
<p>中野会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、協議事項 3、令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>健康課 平柴課長補佐</p>	<p>事務局から、協議事項 3、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の予算(案)について説明させていただきます。</p> <p>資料 62 ページをご覧ください。</p> <p>最初に歳入ですが</p> <p>・国民健康保険税につきましては、11 億 6,093 万 4 千円で、前年度比 5,175 万 4 千円の減、</p>



	<p>率にして4.3%減となっております。</p> <p>これは、被保険者数の減少によるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県支出金につきましては、星印の保険給付費等交付金は保険給付費に応じて県から交付されるものですが、これにつきましても、被保険者の減少のため前年度比3億9,455万3千円の減、率にて7.1%減となっております。</li> <li>・一般会計繰入金は、6億1,943万8千円で、前年度比3,322万8千円の減となっております。報告事項で報告いたします、産前産後の保険税軽減制度が令和6年1月から始まるため、区分、一般会計繰入金の上から4番目、産前産後軽減欄が増えております。これらはすべて法定分の繰入金です。</li> <li>・歳入合計は、70億6千万円となっております。</li> </ul> <p>続きまして、63ページ、歳出です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務費、総務管理費、一般管理費は、4,818万4千円で、昨年より2,333万7千円の増となっております。本市では、国が進めております標準化システムへの移行を令和7年秋に行う予定としており、令和6年度から国保のシステム改修を行っていくための改修費が増額の主な原因となっております。</li> <li>・上から2段目、保険給付費の星印の色付きの部分につきましては、医療費等の支払で、香川県の保険給付費等交付金で全額充当となります。県が医療費の伸びや将来の被保険者数から、医療費の推計を行い、市町ごとに算定したものを基に予算計上しています。</li> <li>・国民健康保険事業費納付金につきましては、県から示された額で県へ納付するもので、前年度より6,403万3千円の減となっております。</li> <li>・保険事業費は、特定健診・人間ドック委託料・糖尿病性腎症重症化予防事業委託料等に係る委託料などです。特定健診・人間ドックは、コロナ感染症が収まったことにより受診者の増加が見込まれること、また、先ほどご審議いただいた第3期データヘルス計画の実施するため増額しております。</li> <li>・歳出合計は、歳入予算と同額の70億6,000万円です。対前年度比6.5%減となっております。</li> </ul> <p>以上、令和6年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)についての説明とさせていただきます。</p>
中野会長	<p>只今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>62ページの歳入予算について、国民健康保険税の部分は、給与支払報告書や確定申告などにより所得が確定した後、所得割、そして均等割・平等割で金額が決まってくると思います。県支出金の部分も、支出に対する金額が県からの交付金として入ってくるため、ある程度と決められていると思います。法定繰入として一般会計からの繰入金等ありますが、保険者の努力で収入を増やせる大きな金額といえば、諸収入の第三者納付金、この対策をして大きな金額を何とか得てほしいと考えますが、第三者求償に対する取り組みや求償の方法は、どういった</p>

	ものがありますか。
健康課 平柴課長補佐	<p>まず、第三者行為求償事務の概要を申し上げます。</p> <p>交通事故などで負傷した場合、国保を使って窓口支払いを行ったときには、届出を提出してもらって、三豊市国保が医療機関に支払った 7 割または 8 割の保険給付を、加害者である第三者に損害賠償請求をして保険給付の範囲内で求償、つまり返還をもらう事務です。</p> <p>第三者行為求償事務の現在の状況を申し上げます。</p> <p>基本的には、本人または損害賠償保険の保険会社からの届出か、医療機関からのレセプトに設けられた特記事項をもとに被保険者へ照会をすることで届出につなげる方法で案件を把握しております。</p> <p>早期把握のためには、保険会社との連携が不可欠なため、県下の保険者と損害保険関係団体との間で、届出の作成支援について、覚書を締結しています。被保険者の届出書類の作成や提出の援助が保険会社から無償で受けられることになっております。</p> <p>また、国保の療養費の支給申請書や限度額証の申請書上に、「第三者行為」について注意事項を設け、傷病原因の記載欄を設けるなどすることで、できるだけ把握できる機会を広げています。</p> <p>なお、自賠責保険や、自動車に限らず各種の個別賠償保険に対する賠償金の請求については、実際は、国保連合会に事務を委託して進めております。</p>
中野会長	<p>被害者が国保の保険給付をもらい、さらに損害保険会社からの補填を受けて二重取りにならないように注意することが必要と考えます。「こういう事例は第三者求償に該当するよ」というお知らせ、例えば広報や折り込みなど様々な形で周知して、報告してもらえるようにすることも大事です。医療機関からのレセプトはとて多いでしょし、国保連合会でも傷病原因が骨折などのレセプトはチェックしていると思いますが、交通事故も最近多いので、職員でも目を通すなどして、職員努力・保険者努力に努めてください。第三者納付金は、歳入予算としてとても大きな金額ですし、動き方によっては大きく国保財政が左右される部分ですので、しっかり取り組んでほしいと思います。</p> <p>それでは、令和 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計の予算(案)について、賛成いただけます方は、挙手をお願いいたします。</p>
委員各位	(挙手多数)
中野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、3 件につきまして、本日、出席いただいている方の過半数以上の賛成により、ご承認いただきましたことを市長に報告いたします。</p>
5.報告事項	

中野会長	<p>それでは、続いて、報告事項1、三豊市国民健康保険条例の一部改正について、事務局より報告をお願いします。</p>
健康課 平柴課長補佐	<p>事務局から報告事項 1 となっております、三豊市国民健康保険条例の一部改正について、ご報告いたします。</p> <p>資料の 68 ページをご覧ください。</p> <p>児童福祉施設等に入所している児童であって扶養義務者のいないものについては、児童福祉法による措置の対象となり、医療費が公費負担となります。</p> <p>この対象となる県内の児童福祉施設は、亀山学園・川部みどり園など 12 施設あります。</p> <p>国民健康保険法及び国民健康保険施行規則において、特別な事由である者で、条例で定めるものは、被保険者としなないという規定がありますが、県内各市町の国民健康保険条例において、こういった児童を国民健康保険の被保険者から除外すると規定しているのは、高松市・坂出市・さぬき市の 3 市のみでした。</p> <p>国民健康保険事業は、令和 18 年度を目標に、県内の保険料や各種保健事業を統一することをめざしております。</p> <p>こういった統一化をめざすため、現在、各市町の担当者が集まって協議を進めておりますが、このような児童を国民健康保険の被保険者から除外するという規定は一部の市町にしか規定されていないため、県下統一して、各市町の条例に明文化することになりました。</p> <p>そこで、三豊市も条例改正をして、令和 6 年 4 月 1 日から施行する予定としております。</p> <p>なお、参考までに申し上げますと、本市におきまして、現在まで、この規定に該当する児童は、現在おりません。</p> <p>以上、三豊市国民健康保険条例の一部改正についてのご報告とさせていただきます。</p>
中野会長	<p>つづいて、報告事項 2、三豊市国民健康保険税条例について、事務局より報告をお願いします。</p>
税務課 大矢課長	<p>それでは、報告事項(2)「三豊市国民健康保険税条例の一部改正について」説明いたします。</p> <p>国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、産前産後期間における国民健康保険税が免除されることに伴い、三豊市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>それでは、主な改正内容について、追加で配付しました資料に基づいて説明いたします。</p> <p>今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、改正の概要にあります「1.こども・子育て支援の拡充」として、黄色の網掛けをしております「産前産後期間における国民健康保険税の免除」に関する部分です。</p> <p>なお、産前産後期間の国保税の免除により、国保特別会計の収入が減少することとなりますが、その減少分については、国が 2 分の 1、県と市が 4 分の 1 ずつ負担し、全額補填される</p>

	<p>仕組みとなっています。</p> <p>次に、施行期日については下の段の黄色の網掛け部分にありますとおり、来年令和 6 年 1 月 1 日となっています。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>この資料は、改正内容を分かりやすく整理したものです。</p> <p>まず、対象となる方は、令和 5 年 11 月 1 日以降に出産予定の被保険者の方となります。</p> <p>また、申請は、出産予定日の 6 ヶ月前から行えますが、出産後の届出も可能となっています。</p> <p>次に、免除となる保険税ですが、その年度に納める被保険者の所得割額と均等割額から、出産予定月の前月、出産予定月、その翌月と翌々月の 4 か月相当分、多胎の場合は 6 ヶ月相当分が減額されることとなっています。</p> <p>最後に、申請に必要な書類としては、所定の届出書に母子手帳の写しを添えて、税務課又は支所まで届け出をお願いすることとなります。</p> <p>なお、制度上、申請主義という形とはなっておりますが、申請漏れのないよう、市役所全体で連携して対応することとしています。</p> <p>以上、「三豊市国民健康保険税条例の一部改正について」の説明とさせていただきます。</p>
中野会長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>只今の説明についてご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、報告事項を終わります。</p>
6.その他	
中野会長	<p>それでは、その他、に移ります。</p> <p>せっかくの機会ですから、何かご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>事務局のほうから、何かありませんか？</p>
立石課長	<p>ございません。</p>
中野会長	<p>本日の会議は、これで終了させていただきます。</p> <p>ご審議ありがとうございました。</p>
7.閉会	
中野会長	<p>中野議長、ありがとうございました。それでは閉会にあたり健康福祉部部長、藤田よりお礼を申し上げます。</p>
藤田部長	<p>健康福祉部部長の藤田でございます。</p> <p>閉会にあたりまして、私の方から一言お礼のご挨拶をさせていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、本協議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、日頃から</p>

	<p>本市の保健福祉行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>みなさまの貴重なお時間をいただき、本日は、人間ドック受益者負担額、第 3 期データヘルス計画、令和 6 年度国保特別会計の予算につきまして、ご審議いただきありがとうございます。</p> <p>第 3 期データヘルス計画は、三豊市国民健康保険の被保険者を対象としておりますが、この計画で行う健康づくりは本市全体に関わることでございます。PDCA サイクルで効率的・効果的に検証を行い、市民の健康増進、医療費適正化の推進に努めてまいりたいと思います。</p> <p>また、委員の皆さまにおかれましては、来年 3 月末日をもって任期を終えられることとなります。コロナ禍のため、書面決議をお願いしたこともございましたが、3 年間の長きにわたり本協議会に携わっていただきありがとうございました。</p> <p>最後になりますが、委員各位の今後益々のご活躍をご祈念させていただきますとともに、今後の本協議会へのご協力をお願い申し上げます、簡単でございますが、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>
立石課長	<p>以上をもちまして、「三豊市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を閉会いたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>